

成田市入札等監視委員会議事概要（令和5年度第2回定例会議）

【日 時】 令和6年1月26日（金） 午後2時～4時

【場 所】 成田市役所議会棟3階 第三委員会室

【出席委員】 枝広委員長、大越委員、横山委員

1. 開 会

2. 議 事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

令和5年4月1日から令和5年9月30日までの入札及び契約手続の運用状況等について、事務局から報告を行った。

大越委員

業務委託について、今年度の上半期について、一般競争入札と見積競争を合わせた件数よりも、特命随契の件数が多くなっております。昨年度の上半期については、ほぼ同数となっておりますが、今年度特命随契が多いことについて、何か理由はあるのでしょうか。

事務局

今回の対象案件につきましては、上半期の案件になります。年度当初に、年間の保守業務等の、切れ目なく継続するような委託については、特命随契で契約するケースが多くなりますので、その影響と考えられます。

横山委員

入札不調案件に関して、それぞれの原因分析と、今後の対応についての考えはありますか。

事務局

不調になった原因としては、応札者がいなかったためとなります。今後についてですけれども、個別にご紹介しますと、「成田市立遠山小学校屋内運動場多目的便所新設工事」、「成田市立玉造中学校校舎多目的便所新設工事」につきましては、国の補助金を受けて実施するものになりますので、一度補助申請を取りやめて、再度申請するという形になりますので、令和7年度以降の発注になる予定でございます。

また、「大栄みらい学園屋外倉庫兼便所新築工事」、「水道事業管路耐震化工事（東町）」につきましては、今年度、発注を検討しております。

「市営住宅中団護台団地A棟給水管更新工事」につきましては、現状生活に支障をきたしてはおりませんが、耐用年数を過ぎていることで更新が必要と考えておりました、発注を延期する形で対応する予定になっております。

横山委員

いずれも何か水回りの関係のようですけども、何か工事の特殊性はあるのでしょうか。

事務局

特殊な工事ではありませんが、建築工事と管工事については、民間の需要が旺盛になっており、なかなか公共工事の方に人員を回してもらえていないような状況を、業者等からのヒアリングでは確認しております。民間であれば、需要が多ければ金額を上げる等、対応できるのでしょうけれども、公共積算ですとそのようなことも簡単にはできないのと、書類等や手続き等、やはり公共工事の方が大変だということは聞いております。

枝広委員長

入札不調案件の中の、「水道事業取水ポンプ修繕（東和田1号井他）」について、一度不調となり、予定価格を下げて、その後に落札していますが、何か工事内容を変更したのでしょうか。

事務局

1回目の入札での不調を受けまして、工事内容の見直しを行いました。一部の内容を取りやめた形となります。内容としては水中ポンプ1台のオーバーホールを取りやめたため予定価格が下がっております。

枝広委員長

指名停止業者一覧表について、東大阪市が発注した新型コロナワクチン接種のコールセンター業務のことが上がっておりますが、成田市の場合は、このような恐れはないのでしょうか。

事務局

スタッフの人数については逐次報告をいただいて、必要最低限の人数で行っていることを確認しており、同じようなケースには当たらないかと思えます。

枝広委員長

そうすると、予定人数や実績は全て報告を受けて、検証されているということでよろしいですね。

事務局

はい。報告は適宜していただいて、少なかった部分についてはその契約額を下げてください。そのような手続きもしておりますので、問題ないと考えております。

(2) 選定事例の審議について

令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に締結した契約の中から、3名の委員が事前に抽出した10件の選定事例について、次の通り審議を行った。

事例1 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター運營業務等委託（令和5年度）

[随意契約（特命随契）]

[事務局及び事業担当課説明]

横山委員

他市町村で不適切な事例も散見されますので、この契約金額の適正についてお尋ねしたいと思います。具体的にはコールセンターの人数規模であるとか、あとこの金額の算定根拠。さらに、これまでの支払総額について。また、初回の発注方法はどのような方法で行ったのか。そして、市側のチェック体制として、金額の適正を担保するチェック体制としてどのような策を講じているのかということについてお聞かせください。

担当課

まず委託の内訳ですが、全体業務管理費、パソコン等のリース料、電話回線使用料がそれぞれ1割ずつ、そして事務賃料およびその他の経費で1割となっておりまして、その他につきましては約6割が人件費を占めております。

本契約におけるスタッフの一日当たりの人件費としましては、一人当たり約2万円という形になっておりますけれども、ヒアリングを実施した印旛管内の自治体と比較しましても、こちらは大きくないというような状況でございます。

また、全国的な問題として取り上げられた部分で、コールセンターの人数の適正性についてですけれども、本市におきましてはコールセンターを利用する方の多くが高齢者層でございます。年齢ごとにコールセンターを利用する方の数が大きく違うことから、接種券を発送する際にまとめて送付するのではなく、年齢層ごとに少しずつ送付して、なるべくコールセンターの人員が過剰にならないようにしております。また、配置人数についても1ヶ月、2ヶ月単位で、契約先と調整しながら、着電数に対応できるような最小限の人数に努めて、実施してきたところでございます。

またコールセンターの人員と、着電数についても月報等でご報告いただいております。着電数とコールセンターの人数から算出しましても、大きく離れているものではないというふうに認識しておりますので、他の自治体であったような問題はなく、適正な形で実施していたと認識しております。チェック体制については仕様書にもありますけれども、コールセンター

の職員がその人数配置されていたかというのをチェックしながら進めてきていたところでは。

事務局

これまでの支払い総額は、令和2年度が約1,500万円、令和3年度が約1億7300万円、令和4年度が約1億5,100万円、令和5年度が約6,400万円で、令和2年度から令和5年度までの合計額は約4億300万円となります。

横山委員

おおよそのコールセンターの人数規模を教えてくださいたいのと、初回の契約も随意契約から始まったのでしょうか。

担当課

初回の契約につきましては、他社と見積もりを比較したうえで、随意契約をしております。

コールセンターの規模ですけれども、4月後半に14名、5月が12名、6月からは7名となっております。

横山委員

一人当たり一日の対応件数は教えてくださいませんか。

担当課

概算ですが、40件程度であったかと思います。

当初、市民の皆様がこの制度がわからない中で対応していたピーク時もやはりそのくらいで、徐々に市民の理解が深まっていることと、コールセンターの対応も早くなっていることで多少増えてきているというところはあると思います。

[以上で事例1の審議を終了]

事例2 測量調査委託（宝田）

[制限付一般競争入札]

[事務局及び事業担当課説明]

横山委員

他の測量調査に比べて、落札率が高い水準にあると思いますが、何か特殊性がある事案であるとか、技術的な問題等があるとか、あるいは競争原理が何か働きにくい事情があるのでしょうか。

また、こちらは土地改良がなされている田んぼということでしょうか。分筆はきちんとされているのでしょうか。

担当課

分筆はされています。今回、配水管を敷設するにあたりまして、水路の横断箇所において、

水路及び道路管理者との協議によって、水路の上を水管橋という形で配管するにあたり、両端のところで、配水管が民地の方に少し入ってしまうことになりましたので、そちらの方を分筆して用地を取得するための測量となっております。特殊な部類のものではないと考えております。

〔以上で事例2の審議を終了〕

事例3 水道事業逆洗ポンプ更新工事（並木町配水場）

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

大越委員

昨年の委員会でも同じようなケースを取り上げさせていただき、競争原理が働いているとは言えないのではないかと指摘をさせていただきましたが、その後、検討されていること、対策をすることはなかったのでしょうか。

事務局

こちらは最低制限価格を設定した入札になりまして、中央公契連が決めた最低制限価格の設定の仕方を多くの自治体でも取り入れているのですが、それに従って最低制限価格を設定すると90%前後が最低制限価格になるということで、どうしても落札率はその周辺に落ちてしまうというのがございます。

それから1者入札をなるべく避けるということで、今回の入札は県内業者まで、業者のランクとしても、740点以上ということで、なるべく競争性が働くような形で入札を行いました。1者入札という結果になりました。

大越委員

最低制限価格は事前公表されているのでしょうか。

事務局

事前公表しております。

横山委員

図面にあるものと同じ品物を使う必要はあるのでしょうか。メーカーによって、参入の障壁になっている恐れはないのでしょうか。

担当課

既存で設置してある図面を提示しておりますので、この能力と同等以上のものを設置していただきたいという設計の内容にしております。メーカーの指定はしておりません。

枝広委員長

この該当のポンプ周辺にある機器というのは、同じメーカーのものなのでしょうか。

担当課

ポンプですけれども、関連機器としてメーカーは4社ほど入っております。

枝広委員長

本来は複数の業者が入札可能だろうと思うのですが、1者しか応札しないというのは、率直に言いますと、この中で調整というものが行われているのではないかという疑いを持たざるを得ないのですが、なぜ1者しか応札しないのかという理由を教えてくださいたいのですが。

事務局

なるべく多くの業者が参加できるような形で入札を行い、品物もそのメーカーを限定しないような形、代替品なり相当品なり、使えるものをなるべく入れた形で入札は行っておりますが、決定打になっていないというところです。

枝広委員長

技術的には他の業者でも可能なものですよ。

担当課

今回見積もりを取った、対応できるメーカーは6社ほど当たっており、そちらの方で対応できるという回答もいただいておりますが、最終的に1者だけという結果になりました。

枝広委員長

ただやはり、これは少し改善する余地があるのではないのでしょうか。これを調べることは可能なのでしょうか。

事務局

談合等の情報が入った場合には、その真偽を確かめるためにヒアリング等をする場合があります。それと同時に公正取引委員会の方に通報するような形になっておりますので、その情報が入れば、対応していく形になります。

枝広委員長

やはりヒアリングするなりしていただくのも必要なと思いますし、ぜひ事務局の方でアンテナを張っていただくなり、あるいは事業担当課の方もそういうことがないように、せめて2者ないし3者で競合するような形で入札らしくしていただきたいと思います。

[以上で事例3の審議を終了]

事例4 施設修繕（横山馬乗里処理場動力制御盤）

[制限付一般競争入札]

〔事務局及び事業担当課説明〕

枝広委員長

入札参加者数1者がほとんどであり、かつ最低制限価格で大体が1者で応札をして、その業者に決まっているという実態であると思います。何らかの調整が行われているのではないかと思います。本当に公正な入札が行われているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

担当課

まず、これは設計内容と設計金額等から、業者が判断した結果、応札に至らなかったというところが大きなものだと思います。また、制御盤というところもありまして、元々入れた事業者があり、そこに新たな違う事業者が入ったときに、例えば他に不具合が出ること、敬遠されるようなものも確かにあるのかと思います。ただし、誰でもできる内容ですので、入札にかけているという状況でございます。

枝広委員長

門戸を広げて進めているというふうにご回答いただいたと思うのですが、実際に門戸を開いたところ、なぜ1者になるのかという原因をはっきりさせた方が良く思うのですが、いかがでしょうか。

担当課

他の事業者でもできるため、入札は県内業者までということを出しております。ただ、他社のメーカー等が修繕することによって、何か不具合が起きる恐れがあることから、他の業者が敬遠するという推測はされるかなと思います。

枝広委員長

1者に限定されているというのは、やはり少しアンテナを張っていただいて、本当にそこに調整・談合がないのかどうか、本来の入札の意味合いを考え直すときに来ているのではないかと思いますので、事業者も含めてヒアリングをするなり、あるいは何らかのもし内部告発があれば、それなりの機関が調査に入ることにもなりかねないと思いますので、そういう疑いがあるということも含めて、お考えいただけたらと思っております。

横山委員

市の側として入札情報の提供以上に、入札の勧誘は行わないのでしょうか。

事務局

公告前に、発注予定情報をお知らせするなど、なるべく入札いただけるような形をとっております。

〔以上で事例4の審議を終了〕

事例5 成田市地域計画（人・農地プラン）策定等業務委託

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

枝広委員長

入札結果において、1者が無効となっているが、どのような理由によるものですか。

事務局

内訳書及び調査票の一部が未入力であったため無効となりました。

枝広委員長

落札業者について、最良の策定業務が期待できる業者であるかどうかについて、どのようにお考えでしょうか。

担当課

当初、プロポーザル方式で実施する方向で検討はしていましたが、この案件は国庫補助事業であることから、プロポーザル方式を実施しようと検討していることが問題ないか、県に確認をしたところ、費用をできるだけ圧縮してほしいというところもあり、一般競争入札という形を採りました。ただ、今後の計画については、100ページ、50ページといった計画ではなく、5ページ程の各地域の実情を載せて、今後どのようにするかという程度ですので、人・農地プランを策定したことがある業者であればできるような内容のため、問題はないと考えております。

枝広委員長

プレゼンテーション等、何らかの形を取るべきというのが私の主張ですが、策定業務や設計業務は価格を抑えたいということはわかります。ただ、より良いものを作るという立場に立てば、そのような費用も見込んだ上で計画を策定することは考えられます。今後も努力を重ねて、より良い計画が出来上がるようにしていただきたいと思います。

計画策定後は、この業務はどうなるのでしょうか。

担当課

策定後、公告をし、地域ごとにどのように進めていくか参考にしながら、農地の集約を図っていく形になります。

枝広委員長

この策定業務が完成し、計画が進められていくときに、この契約の相手方はどのような関わりを持つのでしょうか。

担当課

策定し、公告した時点で終了となります。

横山委員

人・農地プランというものは、特に地域性が強く現れる分野ではないかと思えます。より良いプランを立てるためには、一般競争入札ではなく、違う方法もあるのではないかと思えますので、方法も含めて、再度ご検討いただいて、成田市の農業にぴったりフィットするような良いプランを立てていただければと思っております。

〔以上で事例5の審議を終了〕

事例6 国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託

〔随意契約（見積競争）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

大越委員

今回の案件以外に、同じようなレセプトの点検業務を発注しているものがあり、そちらの落札率は概ね8割となっております。今回の案件の落札率は6割を切っている状況ですが、同じような業務でここまで落札率に差があるのはどのような理由があるのでしょうか。落札率が低い理由について、また、品質についても確認されていることがあれば教えてください。

担当課

落札率が低い理由としては、主に企業努力によるものと考えております。自由競争の部分もあると思えます。

業者の方ですけれども、令和4年度は月平均4.5日、一日平均2.0人で作業を実施しておりましたが、令和5年度は11月末時点で月平均2.5日、一日平均2.5人で作業を実施しております。作業日数を減らし、一日の作業時間を長くすることで、交通費等の経費を削減していると考えております。

また品質については、委託の点検内容の効果を見る効果率というものもあります。令和4年度は0.11%、そして令和5年度の9月点検分までですが、0.07%となっております。ただ、9月時点ですので、これから多少上向く可能性もあると考えています。また、財政効果率という指標もあり、令和4年度は0.11%、令和2年度、3年度は0.12%、令和元年度は0.08%となっているため、全体として上昇傾向にあります。

横山委員

事例説明書のその他の事項について、民間のノウハウと書いてありますが、具体的にどのようなことでしょうか。

担当課

レセプト点検にAIを導入するようなノウハウも取り入れながら行っていること、また、業者独自の診療報酬明細書技能試験を実施しており、職員のスキルアップも図っていると伺

っております。

横山委員

非常勤職員を雇用して実施していたときと比べ、どのくらいのコスト削減が図られたのでしょうか。

担当課

平成30年度、非常勤職員の賃金として621万4,656円支出をしておりましたが、民間への委託開始後の令和元年度は、委託料として337万4,874円の支出になっております。

そして令和4年度の委託料の方では204万4,640円となっており、委託開始前の3分の1程度となっております。

横山委員

全体として件数は変わらないのですか。

担当課

件数自体は、令和元年度は46万件余り、令和2年度は41万件余りとなっております。コロナ禍による受診控えの影響で減っております。令和3年度は少し上がり、43万件余りとなっております。

[以上で事例6の審議を終了]

事例7 北須賀ルートコミュニティバス運行委託

[随意契約（特命随契）]

[事務局及び事業担当課説明]

大越委員

他の事業担当課で競争入札により同じ業者が落札している案件があります。こちらの方は落札率が60%と、かなり低い金額で落札している一方で、今回のような特命随契については100%となりますが、この契約金額はどのように決めているのでしょうか。

担当課

この契約につきましては、まず入札をし、その入札金額で5年間実施し、その後については、見積もりを徴収して契約金額の確認をしております。前年度と比較し、高くなっている場合には、その内容等を確認し、妥当性を判断しております。令和4年度から令和5年度に関しても金額が上がっておりますが、燃料費の高騰、運転士不足ということが大きな要因です。金額が上がっている場合は他市等も確認し、妥当性の判断をしております。

大越委員

あまりにも随意契約と一般競争入札の方で、落札率の差があるので、随意契約の方が割高

になっているのではないかという疑問が拭えないため、どのような比較をし、単価を使われているのでしょうか。

事務局

コミュニティバスの予定価格が運行业者の見積書をもとにしておりますので落札率が100%に近い形になりますが、教育指導課で発注している学習用バスにつきましては、当初予算編成事務要領記載の共通単価というものを使用して積算をしております。これは公用バスの予定価格を算出するために、財政課が毎年全庁に通知してその予算編成の事務を行っております。この金額については関東運輸局が示しました1キロあたりのキロ制運賃と、1時間当たりの時間制の運賃の上限と下限が設定されており、その中間値で定めておりますので、入札のときに下限値で入札をしてくと60%というような形での落札率となるような状況でございます。

今回の案件とバスの運行形態が違うため、なかなか同じように比較はできないような形です。教育指導課の方は定期運行のような形ではなく、貸し切りバスでの委託となっております。

横山委員

耐用年数等で期間が満了したときに、また新たな契約となると思いますけれども、そのときはどういう形で契約をされるのでしょうか。

担当課

まず5年間の耐用年数というところで、そこまでは債務負担行為を設定し、通常の入札を行い、その後は特命随意契約で毎年契約をしておりますが、耐用年数、走行距離については、メーカーの方だと30万キロと言っておりますが、バス事業者の話ですと約60万キロを目途に、また入札から始まることとなります。

[以上で事例7の審議を終了]

事例8 舗装修繕工事（成井村中2号線）

[随意契約（特命随契）]

[事務局及び事業担当課説明]

横山委員

特命随意契約ではなく、入札だと何日ほどかかってしまうのでしょうか。

事務局

通常の入札ですと1ヶ月程度かかります。

枝広委員長

土砂崩れの恐れがあるような場所だと解釈できるのですが、台風によって土砂崩れ、あるいは地盤沈下が周辺で起きているのでしょうか。

担当課

全体的に土砂崩れや地盤沈下が起きていることはありません。

枝広委員長

この道路の右側にガードレールがありますが、そちらの方が下がっていったように見えるのですが。

担当課

たしかに斜面が続いておりますが、今回の原因と思われますのは、雨が結構降りましたので、クラックが入ったところに水が差して、その下に構造物が入っているのですが、柵渠の板が傾いてしまったということによるものであります。

枝広委員長

控え杭設置がどういう方向に向いているのか図面からは読みにくいのですが、今回の工事は応急補修なのか、完全補修なのか、また、今後の災害に備えてですが、工事場所は危険な地域ではないのかということを確認させていただければと思います。

担当課

控え杭設置に関してですが、土留めに対して杭が1本ずつということで、土留めが入っている縦方向の杭がありますが、それに対して控え杭を設置しました。それは傾いてしまっている土留めの部分を起こすという意味合いで設置しており、それをタイロットという鉄筋で引っ張っている状況で、基礎地盤に入れて引っ張っていくというような施工方法です。本復旧という考え方でっております。今回の災害は雨で土留めが傾いてしまったということなので、全体的に滑っているようなところではありませんが、地形的に斜面を背負っていますので、水が差すと引っ張られやすい箇所ではあります。

[以上で事例8の審議を終了]

事例9 新設松崎保育園建設工事監理業務委託

[随意契約（特命随契）]

[事務局及び事業担当課説明]

大越委員

今回特命随意契約で契約されていて、これは以前から設計と工事監理とセットになっているのが、通常になっているかと思うんですが、検討せずに慣習的に特命随意契約にされているのか、お伺いいたします。

事務局

必ずしも特命随意契約ということではありませんので、担当課の希望を聞いて判断はしております。

大越委員

競争入札で行われた事例はありますか。

事務局

令和4年度に1件、入札として実施しております。

大越委員

以前から工事監理とその設計というのがほぼセットになって、お決まりのパターンのように見えているのですが、必ずしも特命随意契約でなければいけないのかというのはずっと疑問に思っているところで、特にその設計がしっかりしていれば、工事監理というのは一定の能力を持った業者であればできるのではと思います。またそうなるコストの面でも少しでも下げられるのではと思ひまして質問させていただきました。

今後も特命随意契約だけではなく、一般競争入札にするというのは、事業担当課の希望を聞いてというだけで判断しているのでしょうか。

事務局

基本的にはそのような形でやっております。

大越委員

一般競争入札を行い、その業者しか応札しなかったというのであれば、特殊性ということも理解はできる部分ではありますが、最初から特命随意契約ありきということになると、その監理業者の言い値になってしまうということも出てくるのではと思うので、今後検討いただければと思います。

枝広委員長

事業担当課の方でその辺の経緯について、もしご説明があったらお願いいたします。

担当課

過去にも監理業務委託は随意契約で行っているというところではありますが、入札をもし行った場合に、実施設計とは異なる業者が監理業務を行う可能性があると思定されます。その場合、実施設計業者と監理業者に設計意図等を伝達する過程等が必要になってくるかと思ひますので、時間と費用がかかってしまう可能性が考えられますので、効率的かつ効果的な業務遂行ということで随意契約を希望しております。

枝広委員長

確かにこれが悪いというわけではありませんが、設計施工を一体化して入札を行った事例もあります。

設計との一連の流れの中で考えていただくと、さらに進歩するのではと思います。まだ改良、改善の余地があると思っております。

[以上で事例9の審議を終了]

事例10 防災用備蓄品購入（その2）

[制限付一般競争入札]

[事務局及び事業担当課説明]

横山委員

今回の購入品目はワンタッチパーテーションですが、これは代替品のない商品なのでしょうか。

担当課

特別のものではなく、同じような機能を有するパーテーションについては複数のメーカーで作成されているものです。

横山委員

ディスカウントの余地があるのでしょうか。定価があり、落札率100%となると入札を行う意味がないと考えられますが。

担当課

事前に予算を計上するにあたり、参考見積もりを取得し、その価格を予定価格として入札に付したものであり、結果として100%という形になったものと認識しております。

横山委員

参考の事例として、「防災用備蓄品購入（その3）」とありますが、同一商品なのでしょうか。

担当課

こちらの方は、マンホールトイレという防災用備蓄品です。

枝広委員長

「防災用備蓄品購入（その1）」に該当するものは何でしょうか。

担当課

こちらは、アルファ米という保存食、非常用の保存飲料水を購入したものでございます。

枝広委員長

その1からその3について、品物は異なりますが、すべて同じ落札者となっています。それぞれの品物に対応できる業者であるという解釈でよろしいですか。

担当課

落札者につきましては主に消防保安用品を取り扱う業者だと伺っております。落札業者以外にも複数の案件の入札に参加されている業者もあります。結果として3つの案件について同じ業者が落札者となったものと考えております。

枝広委員長

約半数近くが辞退しているというのは、何か理由があるのでしょうか。

事務局

事例10の案件としては、2者が辞退となっておりますが、積算が不可能であったというのが1者、業務過多で新たな業務を請け負うことができないというのが1者でございました。

物品と委託の入札につきましては、入札参加申請という手続きがあり、その後札を入れる形になります。とりあえず参加申請だけ行い、よく調べてから、その後札を入れないということも辞退という形になります。

横山委員

物品の売買なのに、業務過多とか積算できないというのは理由としてどうなのでしょう。

事務局

まず参加申請だけを出しておいて、やはり物を取り寄せるのは無理だったということ、業務過多につきましては、他の業務があり無理かなというところ、そういうようなやり方をする業者は一定数いらっしゃいます。

枝広委員長

予定価格は事前公表しているのでしょうか。

事務局

物品の案件については、予定価格は事後公表となっております。

[以上で事例10の審議を終了]

枝広委員長

事例10までの審議を終え、全体を通じて何か意見・質問はありますか。

横山委員

選定案件について、多少でも注釈があるとよいかと思います。

枝広委員長

選定案件一覧を作っていたときの備考欄の使い方ですね。緊急の場合の特命随意契約や、物品の品物について記載するなど、最初に事例を選定するときにより理解が深まるようにそういうものを明示していただければと思います。

また、資料についても、過去の資料や今後の入札を監査する際に必要なデータと思われるものがあれば、事前にいただくと、審議が濃密で正確なものになるのではと思います。

最後に、事例3、事例4にあるように、事前に調整等が行われたのではと思われるようなものについては、アンテナを張って、注意を発したり、あるいはヒアリングを行ったり、入札行為に対して公正公平であるという立場が崩れないような対策を施していただくことをお願いできればと思います。

(3) その他

傍聴者

2名

次回定例会の日時の決定

次回の定例会議開催日時を次の通り確認し決定した。

開催日 令和6年7月5日（金） 午後2時から4時（予定）

以上